

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 総則関係

(1) 徴収の猶予制度の特例

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設ける。(改正地方税法にて規定)

※適用要件：1か月以上の期間の収入が前年の同期間に比べ概ね20%以上減少

- ・上記の法改正に伴う徴収猶予の特例の申請手続きにおいて、申請書等に不備があった場合の補正に係る提出期限は、条例第9条第7項の規定を準用し、20日とする。

[付則第35条]

2. 固定資産税関係

(1) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が相当減少した中小事業者等に対して、令和3年度分に限り、償却資産及び事業用の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準に乗ずる割合を2分の1又は0とする。

減少割合の区分	課税標準に乗ずる割合
30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	0

※令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の収入の対前年同期間比の減少割合

[付則第20条、付則第25条]

(2) わがまち特例に係る特例措置の拡充

- ・生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象に、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間に取得した先端設備等に該当する事業用の家屋及び構築物を加える。
- ・上記の事業用の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準に乗ずる割合を、最初の年度分から3年度分に限り、0とする。(法基準は0以上2分の1以内)

[付則第15条の3、付則第20条]

3. 軽自動車税関係

(1) 環境性能割の臨時的軽減措置の延長

軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

対象車両	本則税率	軽減後
電気自動車等	非課税	非課税
2020年度燃費基準+10%達成車	1%	非課税
2020年度燃費基準達成車	2%	1%

[付則第29条の3]